

仕 様 書

1 件名

伝統文化発信事業に係る映像制作及び記事更新業務委託

2 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

3 履行期間

契約締結日の翌日から平成30年1月31日（水）まで

4 目的

東京の有する様々な伝統工芸品や伝統文化体験に関する情報を、多言語展開する「東京ハンディガイドアプリ」にて記事や映像で発信することにより、外国人旅行者が参加しやすい状況を創出し、東京における旅行満足度を高めることを目的とする。

【参考】東京ハンディガイドアプリ概要

対応言語：①日本語、②英語、③中国語(簡体字)、④中国語(繁体字)、⑤韓国語

https://www.gotokyo.org/jp/tourists/topics_event/topics/160112/topics.html

5 委託内容

(1) 映像制作及び動画サイトへのアップロード

東京ハンディガイドアプリ内の「伝統工芸・文化体験」に掲載する事を目的として以下のとおり映像製作を行うこと。

(ア) 別紙「伝統工芸・文化体験掲載施設一覧」及び、「5 委託内容(2)(イ)」にて追加を行った施設の中から、外国人旅行者が見学・体験するイメージ映像を制作すること。なお、出演者を実際の旅行者に限る必要はない。

(イ) 1本当たり30秒から60秒程度の映像を、それぞれ異なる題材で4種類以上制作すること。作成に当たっては内容やエリアのバランスに留意し、伝統工芸品・伝統文化施設それぞれ、少なくとも1つは題材に用いること。なお、平成28年度制作映像との重複は避けること。各映像は、以下の言語別に字幕・テロップ対応すること。

①日本語、②英語、③中国語（簡体字）、④中国語（繁体字）、⑤韓国語

例) 4つの題材で映像を制作する場合：4種類×5言語展開＝計20本納品

【参考】平成28年度制作映像

・江戸風鈴づくり(篠原風鈴本舗)

<https://www.youtube.com/watch?v=7bRImqYm0Y0&list=PLm2hp2bMmKr->

[IECf009GAzH2Cgevl5lGs&index=5](https://www.youtube.com/watch?v=voTePikX1mw&list=PLm2hp2bMmKr-IECf009GAzH2Cgevl5lGs&index=5)

- ・ 忍者体験(武蔵一族)

[https://www.youtube.com/watch?v=voTePikX1mw&list=PLm2hp2bMmKr-](https://www.youtube.com/watch?v=voTePikX1mw&list=PLm2hp2bMmKr-IECf009GAzH2Cgevl5lGs&index=4)

[IECf009GAzH2Cgevl5lGs&index=4](https://www.youtube.com/watch?v=voTePikX1mw&list=PLm2hp2bMmKr-IECf009GAzH2Cgevl5lGs&index=4)

- ・ 着物体験(舞妓芸者花魁変身処こも)

[https://www.youtube.com/watch?v=8h8O18KwPFA&list=PLm2hp2bMmKr-](https://www.youtube.com/watch?v=8h8O18KwPFA&list=PLm2hp2bMmKr-IECf009GAzH2Cgevl5lGs&index=3)

[IECf009GAzH2Cgevl5lGs&index=3](https://www.youtube.com/watch?v=8h8O18KwPFA&list=PLm2hp2bMmKr-IECf009GAzH2Cgevl5lGs&index=3)

- ・ 食品サンプルづくり(大和サンプル製作所(Fan Fun Fan))

[https://www.youtube.com/watch?v=5-I1u7tObYI&list=PLm2hp2bMmKr-](https://www.youtube.com/watch?v=5-I1u7tObYI&list=PLm2hp2bMmKr-IECf009GAzH2Cgevl5lGs&index=2)

[IECf009GAzH2Cgevl5lGs&index=2](https://www.youtube.com/watch?v=5-I1u7tObYI&list=PLm2hp2bMmKr-IECf009GAzH2Cgevl5lGs&index=2)

- ・ 書道・茶道体験(ツーリストインフォメーション&カルチャーセンターYANESEN)

[https://www.youtube.com/watch?v=56SIFU0_r1c&list=PLm2hp2bMmKr-](https://www.youtube.com/watch?v=56SIFU0_r1c&list=PLm2hp2bMmKr-IECf009GAzH2Cgevl5lGs&index=1)

[IECf009GAzH2Cgevl5lGs&index=1](https://www.youtube.com/watch?v=56SIFU0_r1c&list=PLm2hp2bMmKr-IECf009GAzH2Cgevl5lGs&index=1)

- (ウ) 東京を訪れたことがある外国人旅行者の更なる再来訪意欲を喚起し、継続的に訪都してもらうため、彼らが主な対象となるよう、比較的メジャーではない、伝統工芸品・伝統文化施設を選定すること。選定に当たっては、再来訪外国人旅行者に対し、興味・関心を惹くような題材とするため、必要に応じて調査を行い、その調査結果に基づき財団と協議の上、決定すること。
- (エ) ナレーションを多用せず、出演者の発言や、体験時の音声を活かして臨場感が伝わるような構成とすること。
- (オ) 字幕・テロップの翻訳は、映像の内容及び発言等が適切に伝わるトーンで行うこと。
- (カ) 出演者の人種に偏りがなく、また、各国の文化・政治・宗教等に配慮した内容とすること。
- (キ) 映像の内容は、受託者の提案を基に財団と協議の上決定すること。
- (ク) 完成した映像は、契約期限までに財団の指定する動画サイト（YouTube、Youku を想定）にて受託者が公開作業を行うこと。東京ハンディガイドアプリから動画へのリンク設定は、財団が別途契約する事業者が行う。
- (ケ) 撮影許可申請は財団に代わり、受託者にて取得すること。

(2) 記事原稿の更新及び翻訳

- (ア) 現在、東京ハンディガイドアプリ内「伝統工芸・文化体験」に掲載されている全ての記事について、各施設へ情報確認の上、必要に応じ既存記事を更新すること。伝統工芸品・伝統文化施設について、追加が必要な場合は追加内容の提案をすること。既存記事原稿は別紙1「伝統工芸・文化体験掲載施設情報一覧」の通り。掲載当初の各施設担当者連絡先は、財団より受託者へ支給する。

- (イ) 更新した日本語原稿は、全て英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語に翻訳し、納品すること。文章のトーンは既存原稿に合わせることを。
- (ウ) 掲載施設から希望があった場合、差替写真の収集もあわせて行い、データ納品すること。
- (エ) 本業務の委託範囲は、記事原稿・差替写真データの納品までとする。東京ハンディガイドアプリの更新作業は、財団が別途契約する事業者が行う。
- (オ) 各施設からの掲載継続許可は、財団に代わり受託者にて取得すること。

6 翻訳及び校正作業について

(1) 翻訳手順

以下（ア）～（ウ）の手順で実施すること。言語によって手順を変更した方が良い場合は財団と協議の上決定すること。

- (ア) 翻訳を業とする各言語のネイティブ・スピーカー（日本語と当該言語のバイリンガル能力を有する者）が翻訳を行うこと。
- (イ) （ア）で翻訳した原稿について、翻訳を業とする日本人が原文と突き合わせてチェックを行うこと。
- (ウ) （イ）でチェックした原稿について、数字等の誤りがないかを確認した上で最終原稿とすること。

(2) ガイドライン

掲載施設の外国語名称については、施設が指定する外国語名称を確認の上、記載すること。なお、「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」（平成 27 年 2 月）の「東京都版対訳表」に掲載がある施設・地名等については、その名称を使用すること。

【参考】国内外旅行者のためのわかりやすい案内標準化指針（東京都）

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/tourism/signs/>

(3) その他留意点

- (ア) 映像や記事内容を適切に伝え、かつ外国人旅行者の参加意欲を喚起するような翻訳を行うため、適宜、直訳以外の表現等も検討すること。
- (イ) 翻訳の精度を高めるための各種方策を実施すること。
- (ウ) 文字校正は、受託者が責任を持って 2 回以上行うこと。

7 納品物

契約期限までに、以下をデータディスク等で 2 部ずつ納品すること。

(1) 映像データ

WMV 形式データで納品すること。

(2) 記事原稿・差替写真

記事原稿はデータ及び紙に出力して納品すること。原稿データについては再編集、更

新が可能であるよう、Excel 等汎用性の高いソフトを使用すること。写真は JPEG 形式で納品すること。

(3) 撮影・掲載許可に係る各種資料及び経過報告書類一式

各施設の担当者氏名及び部署、連絡先等を必ず記載すること。なお、電子データがあるものについてはあわせて納品すること。

(4) 調査等に使用した各種資料及び調査結果書類一式

映像題材の選定等に伴い調査等を行った場合、電子データとあわせて納品すること。

8 支払い

契約金額の範囲内において、受託者は契約期限までに履行内容と執行確定額を財団に報告する。財団は履行内容及び執行確定額の確認後に、受託者からの請求に基づいて支払いを行う。

9 成果物に関する権利の帰属

(1) 本委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

(2) 本委託に掛かる全ての成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、財団に帰属するものとする。

(3) 本委託において提供される成果物の映像、写真、図案、原稿（翻訳済みの原稿を含む。）、その他資料等については、事前の受託者からの承諾なしに、別途財団及び東京都が発行する観光振興に係る印刷物等並びに財団及び東京都が行う観光振興に係る事業活動の中で使用することが出来る。

(4) 本委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。

また、受託者は本製作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。

(5) 本委託において受託者は再委託先に対して全ての成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）の譲渡を事前に受けるものとする。

また、再委託先が成果物の著作者人格権を行使しない旨を書面にて確認すること。

(6) 本委託により得られる成果物に含む映像、写真、図案、原稿（翻訳済みの原稿を含む。）、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

(7) 上記(1)から(6)までの規定は、「10 その他(4)」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。

(8) その他、著作権等に疑義が生じた場合は、別途財団と協議の上、決定するものとする。

10 その他

(1) 契約の履行について不明な点がある場合は、事前に財団と協議し、これを確定すること。

(2) 本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

(ア) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(イ) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

(ウ) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(3) 事故等が発生した場合は、直ちに財団に連絡し、速やかにこれを処理すること。

(4) 受託者は事前に財団の承認を得た場合、業務内容の一部を第三者に再委託することが出来る。

(5) 本契約の内容及び履行に際して知り得た秘密（別紙 2 の「個人情報に関する特記事項」を含む。）は、契約期間はもとより、契約終了後も第三者に漏らしてはならない。

(6) 財団が必要であると認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することが出来る。

(7) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、財団と別途協議の上、処理すること。

以上